

「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」改定対比表

改定前	改定後
<p style="text-align: center;">第1章 趣 旨</p> <p>第1条 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第2章 スポーツ少年団指導者</p> <p>第5条 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を修了した者および以下により講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ（スポーツ少年団）」として認定される。</p> <p>2. 18歳以上のシニア・リーダー資格認定者で、シニア・リーダー資格の認定から4年以内に都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第3章 スポーツ少年団リーダー</p> <p>第12条 ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 趣 旨</p> <p>第1条 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第2章 スポーツ少年団指導者</p> <p>第5条 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会<u>の受講</u>を修了した者および<u>次項の規定により</u>同講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ（スポーツ少年団）」として認定される。</p> <p>2. 18歳以上のシニア・リーダー資格<u>保有者</u>で、シニア・リーダー資格の認定<u>日</u>から4年<u>後の年度末までに</u>都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">＜中略＞</p> <p style="text-align: center;">第3章 スポーツ少年団リーダー</p> <p>第12条 ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。</p>

改定前	改定後
<p>2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。ただし、本規程に定める要件を満たした場合、「スタートコーチ (スポーツ少年団)」養成講習会の受講を免除することができる。</p>	<p>2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。<u>(以下削除)</u></p>
<p style="text-align: center;"><中略></p>	<p style="text-align: center;"><中略></p>
<p>附則 1 本規程は令和 2 年 3 月 17 日に制定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 1 本規程は令和 2 年 3 月 17 日に制定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p> <p>附則 2</p> <p><u>1. 本規程は令和 2 年 10 月 14 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>2. 第 5 条第 2 項は、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定された者には適用しない。ただし、この適用除外に代わる措置として、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする。なお、この適用除外に代わる措置は、令和 5 年度までの時限的なものとする。</u></p>

第1章 趣 旨

第1条 公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団は、「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」を制定し、自発的にスポーツに取り組む子どもたちに対する責任とスポーツ少年団の社会的な使命¹を果たす指導者・リーダーを育成することにより、スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する。

第2章 スポーツ少年団指導者

第2条 スポーツ少年団指導者（以下「指導者」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という）を保有し²、各々の立場においてスポーツを通じて青少年を健全に育成する任にあたり、単位スポーツ少年団（以下「単位団」という）をはじめ、市区町村、都道府県スポーツ少年団の育成・普及につとめ、もって国民スポーツの推進に寄与するものである。

2. スポーツ少年団で活動するにあたっては、全スポーツ少年団指導者が「スポーツ少年団の理念」を学ぶことが推奨される。

第3条 単位団において、公認指導者資格を保有する者が指導者として登録をすることができる。各単位団には2名以上の指導者が登録していることが必要で、かつ2名以上の指導者が以下のいずれかの要件を満たす、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」でなければならない。

- (1) 令和元(2019)年度に認定育成員または認定員としてスポーツ少年団登録をしていた者。
- (2) 令和2(2020)年度から養成されるスタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者。³

第4条 日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団等の共催で、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を実施する。

2. 講習会内容は、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度（以下「公認指導者制度」という）に基づくカリキュラムとする。
3. スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の講師は、スタートコーチ（スポーツ少年団）インストラクター（以下「インストラクター」という）、「国・公・私立の大学、短期大学における教育実績を持つ者」、「社会体育系専門学校等における教育実績を持つ者」および「中・高等学校における体育教員としての教育実績を持つ者」が務めることができる。

¹ スポーツ少年団の理念である「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを提供する」、「スポーツを通して青少年のこころとからだを育てる」および「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」ことを目的として活動することがスポーツ少年団の社会的な使命である。

² 単位団において「指導者」として登録できる者は、公認スポーツ指導者のうち、4年に一度の資格更新研修の受講が義務づけられる資格の保有者に限られる。したがって、「スポーツリーダー（永年認定資格）」は公認スポーツ指導者資格ではあるが、スポーツ少年団において「指導者」として登録することはできない。

³ スタートコーチ（スポーツ少年団）を除く公認指導者資格を保有する者が、スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を受講・修了した場合も、スタートコーチ（スポーツ少年団）資格を保有する者となり、「スポーツ少年団の理念を学習した指導者」としてみなされる。

4. インストラクターとは令和元年度に認定育成員としてスポーツ少年団登録をした者で、都道府県スポーツ少年団からの推薦を受け、令和4年度まで開催されるインストラクター移行研修会を受講した者、または令和元年度から開催されるインストラクター養成講習会を受講し日本スポーツ少年団からインストラクターとして委嘱された者を指す。

第5条 スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了した者および次項の規定により同講習会の受講を免除された者は、公認指導者制度に基づき、資格登録手続きを行うことで「スタートコーチ（スポーツ少年団）」として認定される。

2. 18歳以上のシニア・リーダー資格保有者で、シニア・リーダー資格の認定日から4年後の年度末までに都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。

第6条 スタートコーチ（スポーツ少年団）の資格認定期間は、公認指導者制度に基づき、公認指導者資格の登録が完了してから4年とする。なお、他に公認指導者資格を保有する場合は、保有する公認指導者資格の認定期間に準じる。

第7条 指導者が公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程に違反したと認められたときは、同倫理規程に基づき処分を行うものとし、別に定める基準により処分内容を決定する。

第3章 スポーツ少年団リーダー

第8条 日本スポーツ少年団に将来の指導者となるべく人材を育成することを目的に、ジュニア・リーダー、シニア・リーダーを置く。

第9条 ジュニア・リーダーは単位団において指導者と団員をつなぐ役割を担い、団員のなかで中心となって活動する者をいう。

2. シニア・リーダーはジュニア・リーダーが担う役割に加え、市区町村または都道府県においても活動し、地域のなかで中心的に活動する者をいう。

第10条 日本スポーツ少年団では、スポーツ少年団リーダーの資質の向上をはかるため、次のリーダースクールを設け、資格の認定を行う。

(1) ジュニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団が共催で開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で、小学校5年生以上中学生までの者。
- ②所属市区町村スポーツ少年団本部長の推薦を受けた者。

内容：次の内容を含む20時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは
- ②スポーツ少年団のリーダーとは
- ③活動プログラムの実践（スポーツ活動、交歓交流活動、集団生活・集団行動）
- ④話し合い

(2) シニア・リーダースクール

日本スポーツ少年団が開設する。

対象：次のいずれの条件も満たす者とする。

- ①日本スポーツ少年団登録団員で義務教育を終了した 20 歳未満の者。
- ②「ジュニア・リーダー」の認定資格を有する者又はスポーツ少年団活動により、別に定める活動単位を取得し、シニア・リーダースクールの参加資格を認められた者。

内容：次の内容を含む 40 時間以上のコースを設定する。

- ①スポーツ少年団とは（意義と原則／組織と活動）
- ②リーダーとは
- ③少年期の発育発達
- ④スポーツの指導
- ⑤安全管理
- ⑥体カテスト
- ⑦グループワーク
- ⑧スポーツ少年団員のための運動プログラム
- ⑨交歓交流活動の実践
- ⑩研究協議

第 1 1 条 ジュニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「日本スポーツ少年団ジュニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

2. シニア・リーダースクールを修了した団員に対しては、日本スポーツ少年団が「日本スポーツ少年団シニア・リーダー」として認定し、認定証と認定品を交付する。

第 1 2 条 ジュニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

2. シニア・リーダーの認定は、認定を受けた者が引き続き登録を行っている限り有効とする。

第 1 3 条 ジュニア・リーダー、シニア・リーダーに公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「活動停止」処分となったときは、同一期間、資格を停止する。

2. ジュニア・リーダー、シニア・リーダーが次の各項に該当するとき、その資格を取り消す。
 - (1) スポーツ少年団登録を行わなかったとき。
 - (2) 公益財団法人日本スポーツ協会倫理規程第 4 条に違反する行為が明らかとなり、別に定める基準に基づく「登録取消し」処分となったとき。

第 4 章 本規程の変更

第 1 4 条 本規程は、日本スポーツ少年団常任委員会の承認を得て変更することができる。

附則 1 本規程は令和 2 年 3 月 17 日に制定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則 2

1. 本規程は令和 2 年 10 月 14 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
2. 第 5 条第 2 項は、令和元年度以前にシニア・リーダーとして資格認定された者には適用しない。ただし、この適用除外に代わる措置として、令和元年度以前にシニア・リーダーと

して資格認定され引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする。なお、この適用除外に代わる措置は、令和 5 年度までの時限的なものとする。

「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」の改定について

改定の経緯

①本規程は、スポーツ少年団の指導者及びリーダーの養成について定めるものであり、令和2年3月17日に制定し、令和2年4月1日から施行された（つまり、令和2年度以降は本規程が適用される）。なお、本規程の施行により、それまで適用されていた（つまり、令和元年度以前に適用されていた）「日本スポーツ少年団指導者制度」（以下「旧指導者制度」という。）と「日本スポーツ少年団リーダー制度」（以下「旧リーダー制度」という。）は廃止となった。

②本規程では、「シニア・リーダー資格認定者」に対しては、所要の要件※を満たせば公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）である「スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を免除することができる」旨、定めている。

※18歳以上のシニア・リーダー資格認定者で、シニア・リーダー資格の認定から4年以内に都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した者は、「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除することができる。（現行の本規程第5条第2項）

③一方、旧リーダー制度では、「シニア・リーダー資格認定者」は、旧指導者制度に定める要件を満たした場合、「スポーツ少年団認定員」へ資格移行する旨、定めるとともに、旧指導者制度※では、その資格移行に併せ、公認指導者資格である「スポーツリーダー」資格を付与する旨、定めていた。

※認定員養成講習会を修了した指導者および下記により承認された指導者に対しては、都道府県スポーツ少年団が日本スポーツ少年団の名において「スポーツ少年団認定員」として認定し、認定証、認定員章、指導必携書を交付するとともに、公益財団法人日本体育協会公認「スポーツリーダー」資格を付与する。

なお、シニア・リーダー認定者でその後も引き続き活動を継続した者<中略>のうち、日本スポーツ少年団に指導者登録を行い、市区町村スポーツ少年団が推薦し、都道府県スポーツ少年団が承認した者に対しては「スポーツ少年団認定員」として認定することができる。（旧指導者制度3. (3)①認定員）

④以上のとおり、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」と「令和2年度以降のシニア・リーダー資格認定者」では、資格移行・受講免除対象となる公認指導者資格の種類が異なることとなった。

■令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者

➡旧リーダー制度・旧指導者制度に基づき「スポーツリーダー」の資格を付与

■令和2年度以降のシニア・リーダー資格認定者

➡現行の本規程に基づき「スタートコーチ（スポーツ少年団）」養成講習会の受講を免除

⑤しかしながら、現行の本規程には「令和2年度以降のシニア・リーダー資格認定者」に関わる公認指導者資格についての定めはあるものの、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」に関する定めが漏れていたことから、今回追加して定めるものとする。

改定の内容

●附則 2 の追記

<改定のポイント>

前記「提案の経緯」⑤に対応するための附則を追記する。

具体的には、「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」で引き続き登録を行っている満 20 歳以上の者に対しては、都道府県スポーツ少年団が推薦し、日本スポーツ少年団が承認した場合に限り「日本スポーツ協会公認コーチングアシスタント」養成講習会の受講を免除することができるものとする。なおこの措置は令和 5 年度までの時限的※なものとする。

※「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」に関する定めを令和 5 年度までの時限的なものとする理由

○令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行された「スポーツ少年団登録規程施行細則」では、スポーツ少年団に「指導者」として登録をするには、公認指導者資格の保有を必須とする旨定められているが、公認指導者資格のうち、「スポーツリーダー」は、4 年に一度の資格更新研修の受講が義務付けられていない永年認定資格であるため、公認指導者資格ではあるものの「スポーツリーダー」資格のみの保有をもってスポーツ少年団の「指導者」登録はできない旨「日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程」において定めている。

○ただし、日本スポーツ少年団では、令和 5 年度までは移行措置として、「スポーツリーダーのみの資格保有者」も「指導者」として登録をすることができることとし、その間（令和 5 年度までの間）に、「スポーツリーダーのみの資格保有者」が「コーチングアシスタント」資格への資格移行（免除・登録申請）をすれば、引き続き（令和 6 年度以降も）「指導者」として登録をすることを可能としている。

○つまり、「スポーツリーダーのみの資格保有者」が令和 6 年度以降も「指導者」として登録をするには、令和 5 年度までに「コーチングアシスタント」資格への資格移行（免除・登録申請）を行うか、「スポーツリーダー」以外の公認指導者資格を新たに保有する必要がある。

○以上を踏まえ、今回定める「令和元年度以前のシニア・リーダー資格認定者」に関する取扱いは、令和 5 年度までの時限的な措置として本規程に附則 2 として追記する。

●第 5 条第 1 項・第 2 項の改定

<改定のポイント>

記載内容をより明確にすることと、他の条項と表現の統一を図るために改定する。

●第 12 条第 2 項の改定

<改定のポイント>

本項では、シニア・リーダーの認定に必要な条件（引き続き登録を行っている必要がある旨の定め）を記載しているが、当該記載に加え、ただし書きとしてスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講免除についての記載がある。

このただし書きの内容は、第 5 条第 2 項において記載済みの内容を指しているため、これを削除する。

「スポーツ少年団登録規程施行細則」改定対比表

改定前	改定後
<p>第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。</p> <p>第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格とする）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。 3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員またはスタッフ2名以上の登録を必須とする。なお、指導者は少なくとも2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔2019年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員またはスタッフが2名以上登録していればよいものとする。ただし、そのうち少なくとも2名が当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会を修了する必要がある。 	<p>第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。</p> <p>第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。 2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「<u>公認指導者資格</u>」という。）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。 3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、<u>20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。</u> 4. <u>前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。</u> 5. <u>前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上が登録していればよいものとする。ただし、スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名以下の場合は、次の（1）または（2）を満たす必要がある。</u>

改定前	改定後
<p>4. 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。</p> <p>5. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。</p> <p>6. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。</p> <p>7. 市区町村スポーツ少年団は上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。</p> <p>8. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。</p> <p>9. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役員およびスタッフ1名700円とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>	<p><u>(1) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合</u> この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p><u>(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合</u> 指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</p> <p>6. 指導者、役員およびスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。</p> <p>7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。</p> <p>8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。</p> <p>9. 市区町村スポーツ少年団は<u>前項に規定する</u>手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。</p> <p>10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。</p> <p>11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、<u>指導者、役員</u>およびスタッフ1名700円とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>

改定前	改定後
<p>附則 1 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 1 本細則は昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附則 2 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 2 本細則は平成元年 4 月 1 日から施行する。ただし第 2 条第 3 項については平成 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附則 3 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。</p>	<p>附則 3 本細則は平成 4 年 10 月 21 日から改定施行する。</p>
<p>附則 4 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>	<p>附則 4 本細則は平成 7 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>
<p>附則 5 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>	<p>附則 5 本細則は平成 11 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>
<p>附則 6 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>	<p>附則 6 本細則は平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>
<p>附則 7 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。</p>	<p>附則 7 本細則は平成 24 年 11 月 14 日から改定施行する。</p>
<p>附則 8 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 8 本細則は平成 26 年 5 月 23 日に改定し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附則 9 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 9 本細則は平成 27 年 3 月 6 日に改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附則 10 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。</p>	<p>附則 10 本細則は平成 28 年 11 月 11 日に改定施行し、平成 29 年度登録から適用する。</p>
<p>附則 11 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>	<p>附則 11 本細則は平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。</p>
<p>附則 12 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 12 本細則は令和元年 5 月 31 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
<p>附則 13 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附則 13 本細則は令和 2 年 3 月 17 日に改定し、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。</p>
	<p>附則 14</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>本細則は令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。</u> 2. <u>第 2 条第 4 項は、令和 3 年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が 1 名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。</u> <u>（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が 1 名の場合この 1 名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なく</u>

改定前	改定後
	<p><u>とも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</u></p> <p><u>(2) スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）</u></p> <p><u>指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。</u></p>

スポーツ少年団登録規程施行細則

第1条 この細則は、スポーツ少年団登録規程第3条および第5条に関する事項について定める。

第2条 スポーツ少年団登録規程第3条に関しては次の通りとする。

1. 団員は、登録する年の4月1日現在満3歳以上とする。ただし満3歳以上小学生未満の者については、単位スポーツ少年団の活動内容・受入体制や当該者の体力・運動能力等を十分に考慮し、個別に対応するものとする。
2. 指導者は、登録する年の4月1日現在満18歳以上で、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者とする。なお、公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者の養成講習会を受講した者は、その翌年度の登録については、公認指導者資格の認定前であっても指導者として登録することができる。
3. 単位スポーツ少年団は原則として団員10名以上と指導者2名以上で構成される。また、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上の登録を必須とする。
4. 前項における指導者は、少なくともその2名以上をスポーツ少年団の理念を学んだ者〔令和元（2019）年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者またはスタートコーチ（スポーツ少年団）資格保有者〕としなければならない。
5. 前項にかかわらず、新規登録単位スポーツ少年団については、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置とせず、20歳以上の指導者、役員およびスタッフのうち計2名以上が登録していればよいものとする。ただし、スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名以下の場合は、次の（1）または（2）を満たす必要がある。
 - （1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合
この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
 - （2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名）場合
指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、当該年度内にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。
6. 指導者、役員またはスタッフのうち1名を代表者とする。なお、2団以上の代表者を兼ねることはできない。
7. 登録に関する手続きは、スポーツ少年団登録システムを用いて行うこととする。
8. 単位スポーツ少年団の登録にあたっては、毎年4月1日から7月31日までの期間中に、所属する市区町村スポーツ少年団に申請するものとする。
9. 市区町村スポーツ少年団は前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ、8月31日までの期間中に都道府県スポーツ少年団に、登録申請の届出を行う。また市区町村スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
10. 都道府県スポーツ少年団は、市区町村スポーツ少年団から届出のあった申請をとりまとめ、9月30日までに日本スポーツ少年団に登録申請の届出を行う。また都道府県スポーツ少年団所属の役員およびスタッフの登録も同時に行うものとする。
11. 日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

第3条 スポーツ少年団登録規程第5条に関しては次の通りとする。

1. 新規登録単位スポーツ少年団については団認定証と認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。また、単位スポーツ少年団旗を保持しなければならない。
2. 更新登録単位スポーツ少年団については認定リボンを交付するとともに情報誌「Sport Japan」を送付する。
3. 団員については団員章を交付する。
4. 指導者については指導者章を交付する。

5. 役員およびスタッフについては登録証を交付する。

第4条 前条による認定を受けた単位スポーツ少年団、団員、指導者、役員およびスタッフは市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、日本スポーツ少年団が実施する諸活動に参加する権利を有すると共に、日本スポーツ少年団の制定する標章等の使用（営利目的での使用は除く）を認められる。

第5条 登録者の個人情報、公益財団法人日本スポーツ協会個人情報保護方針に基づき、日本スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団等にて共同利用する。その他、個人情報取り扱いの詳細については、別途定める。

第6条 この細則は常任委員会の議決によって変更することができる。

附則1 本細則は昭和61年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則2 本細則は平成元年4月1日から施行する。ただし第2条第3項については平成2年4月1日から施行する。

附則3 本細則は平成4年10月21日から改定施行する。

附則4 本細則は平成7年4月1日から改定施行する。

附則5 本細則は平成11年4月1日から改定施行する。

附則6 本細則は平成17年4月1日から改定施行する。

附則7 本細則は平成24年11月14日から改定施行する。

附則8 本細則は平成26年5月23日に改定し、平成27年4月1日から施行する。

附則9 本細則は平成27年3月6日に改定し、平成28年4月1日から施行する。

附則10 本細則は平成28年11月11日に改定施行し、平成29年度登録から適用する。

附則11 本細則は平成30年4月1日から改定施行する。

附則12 本細則は令和元年5月31日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則13 本細則は令和2年3月17日に改定し、令和2年4月1日から施行する。

附則14

1. 本細則は令和2年10月14日から改定施行する。

2. 第2条第4項は、令和3年度に限り全ての更新登録単位スポーツ少年団において、これを適用しない（「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする）。ただし、次の（1）または（2）を満たす必要がある。

（1）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が1名の場合

この1名を除いた指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも1名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

（2）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない（0名の場合）

指導者、役員およびスタッフのうち少なくとも計2名が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了すること。

「スポーツ少年団登録規程施行細則」の改定について

<p>改定の経緯</p>	<p>●本施行細則は、スポーツ少年団登録規程第3条及び第5条に関する事項について定めるものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><スポーツ少年団登録規程から一部抜粋></p> <p>第3条 登録は、日本スポーツ少年団が別に定める要件を具備したのもをもって、市区町村スポーツ少年団から都道府県スポーツ少年団を通じ、日本スポーツ少年団へ、各スポーツ少年団単位で申請する。</p> <p>2. 前項の登録にあたっては、市区町村スポーツ少年団、都道府県スポーツ少年団および日本スポーツ少年団がそれぞれ別に定める登録料を納めるものとする。</p> <p>第5条 日本スポーツ少年団は、第3条の定めにより登録を行ったスポーツ少年団・団員・指導者・役員およびスタッフに対し、所定の認定を行う。</p> </div> <p>●新型コロナウイルス禍（以下「コロナ禍」という。）により、令和2年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会は中止することとなった。</p> <p>●上記により、令和3年度のスポーツ少年団登録手続き時に、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者」を2名以上登録させることができない（つまり登録ができない）単位スポーツ少年団が発生し得ることから※1、本施行細則を改定し、対応する必要がある。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※1 令和2年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の実施を中止したことに伴い、本来であれば令和2年度に当該講習会を修了した指導者をもって令和3年度に更新登録を行う予定であった単位スポーツ少年団が、更新登録できなくなることが生じ得る。このため、当該単位スポーツ少年団を救済する特例措置を設ける必要がある。</p> </div>
<p>改定の内容</p>	<p>●附則14の追記</p> <p><追記のポイント></p> <p><u>令和3年度に限り、全ての更新登録単位スポーツ少年団を対象に、「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名以下でも更新登録することを可能とする。</u></p> <p>ただし、その場合、登録者（指導者、役員およびスタッフ）のうち少なくとも1名※2または2名※3が、令和3年度にスタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会の受講を修了することとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※2 「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」が1名の場合</p> <p>※3 「スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者」がない（0名の場合</p> </div>

●第2条第3項の改定

<改定のポイント>

新規登録単位スポーツ少年団に対しては、現行の第2条第3項において、初年度に限りスポーツ少年団の理念を学んだ者を必置としていないため、コロナ禍を理由とした特例措置を設ける必要はないが、現行の第2条第3項から新規登録単位スポーツ少年団に関する記載を独立させる等、記載内容をより明確にすることにより（新たに第4項、第5項として定めることにより）、附則14（更新登録単位スポーツ少年団への特例措置）の記載内容と表現の統一を図る。

*この改定により新規登録単位スポーツ少年団に対する扱いが現行と変わるものではありません。

また、第7項（改定案では第9項）と第9項（改定案では第11項）について、他の条項と表現の統一を図るため次のとおり改定する。

【第7項（改定案では第9項）】

現行

市区町村スポーツ少年団は、上記手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ（後略）

改定案

市区町村スポーツ少年団は、前項に規定する手続きを経た単位スポーツ少年団をとりまとめ（後略）

【第9項（改定案では第11項）】

現行

日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者・役員およびスタッフ1名700円とする。

改定案

日本スポーツ少年団への登録料は団員1名300円、指導者、役員およびスタッフ1名700円とする。

●第2条第2項の改定

<改定のポイント>

略称の表記を、当協会の他の諸規程における取扱いに準じて改定。

現行

（前略）公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下、公認指導者資格とする）保有者とする。（後略）

改定案

（前略）公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格（以下「公認指導者資格」という。）保有者とする。（後略）

「全国スポーツ少年大会開催基準要項」改定対比表

改定前	改定後
<p>1. 総 則</p> <p>全国スポーツ少年大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>6. 大会の開催時期及び期間</p> <p>(1) 大会の開催時期は、夏休み中の7月下旬から8月上旬とする。</p> <p>(2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>< 附 則 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。 2. 本要項は、平成元年4月1日から施行する。 3. 本要項は、平成10年4月1日から改定施行する。 4. 本要項は、平成10年6月9日から改定施行する。 5. 本要項は、平成15年4月1日から改定施行する。 6. 本要項は、平成17年4月1日から改定施行する。 7. 本要項は、平成23年4月1日から改定施行する。 8. 本要項は、平成25年4月1日から改定施行する。 9. 本要項は、平成28年3月4日から改定施行する。 10. 本要項は、平成28年11月11日から改定施行する。 11. 本要項は、平成30年4月1日から改定施行する。 12. 本要項は、令和2年6月24日から改定施行する。 	<p>1. 総 則</p> <p>全国スポーツ少年大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>6. 大会の開催時期及び期間</p> <p>(1) <u>大会の開催時期は、参加団員の夏休み期間を考慮し、7月下旬から8月上旬とすることを原則とする。</u></p> <p>(2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。</p> <p style="text-align: center;">< 中略 ></p> <p>< 附 則 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。 2. 本要項は、平成元年4月1日から施行する。 3. 本要項は、平成10年4月1日から改定施行する。 4. 本要項は、平成10年6月9日から改定施行する。 5. 本要項は、平成15年4月1日から改定施行する。 6. 本要項は、平成17年4月1日から改定施行する。 7. 本要項は、平成23年4月1日から改定施行する。 8. 本要項は、平成25年4月1日から改定施行する。 9. 本要項は、平成28年3月4日から改定施行する。 10. 本要項は、平成28年11月11日から改定施行する。 11. 本要項は、平成30年4月1日から改定施行する。 12. 本要項は、令和2年6月24日から改定施行する。 13. <u>本要項は、令和2年10月14日から改定施行する。</u>

全国スポーツ少年大会開催基準要項

1. 総 則

全国スポーツ少年大会（以下「大会」という）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目 的

大会は、スポーツ少年団活動をより一層促進し、地域における活動の活発化を図るため、全国都道府県代表の団員及び指導者の参加を得て開催する。

また、大会はリーダーの育成を考慮したスポーツ交歓交流会である。

3. 主 催

大会の主催者は、公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団(以下「日本スポーツ少年団」という)、開催地都道府県体育（スポーツ）協会都道府県スポーツ少年団(以下「開催県スポーツ少年団」という)とし、その他開催地都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会を加えることができる。

4. 開催の基本方針

- (1) 大会は、毎年開催する。
- (2) 大会は、国民体育大会開催県が所属するブロックの持ち回りとし、当該ブロック内都道府県において、その前年度に開催する。
- (3) 地区の区分は、次の通りとする。

ブロック名	都 道 府 県 名	ブロック名	都 道 府 県 名
北 海 道	北海道	近 畿	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県
東 北	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	中 国	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県
関 東	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	四 国	香川県、徳島県、愛媛県、 高知県
北 信 越	長野県、新潟県、富山県、 石川県、福井県	九 州	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県、沖縄県
東 海	静岡県、愛知県、三重県、 岐阜県		

- (4) 大会の会場選定については、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。

5. 開催地の決定

開催地都道府県の決定は、当該ブロックと協議のうえ、大会開催年の3年前の年度末までとする。

6. 大会の開催時期及び期間

- (1) 大会の開催時期は、参加団員の夏休み期間を考慮し、7月下旬から8月上旬とすることを原則とする。
- (2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間

の協議により決定する。

7. 参加資格及び参加人員

都道府県参加者の総数は、原則として 288 名とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者側の協議により決定する。

なお、参加団員及び指導者は、下記事項を満たす者で都道府県スポーツ少年団本部長が推薦する者とする。

(1) 団員

① 大会開催年度に団員登録をし、開催年の 4 月 1 日現在、中学 1 年生以上高校 3 年生相当の年齢の者とする。ただし、ジュニア・リーダー資格を有しており、かつ、所属の都道府県スポーツ少年団本部長が特別に推薦する場合に限り、小学 6 年生の者でも参加を認める。

各都道府県 5 名(男女各 2~3 名)を基準とするが、内訳(年齢及び男女比)については都道府県にて決定するものとする。

② 全大会日程に参加できる健康状態および体力・運動能力を有する者。

③ 集団生活に際し、規則正しい行動の取れる者。

④ 保護者に大会参加の承諾を得たうえ、通学校長に大会参加の届出を行った者。

⑤ 大会の参加にあたり事前研修を受けた者。

(2) 指導者

以下の条件を全て満たすとともに、集団指導の能力に優れ、状況に応じた対応ができ、かつ大会運営に協力できる者。

- ・ スポーツ少年団に指導者として登録している者
- ・ 「令和元(2019)年度スポーツ少年団認定育成員・認定員登録者」又は「スタートコーチ(スポーツ少年団)資格保有者」又は「当該大会前年度スタートコーチ(スポーツ少年団)養成講習会修了者」

8. 大会プログラム

(1) 大会プログラムは、「2. 目的」に則したリーダーの育成に考慮したものとして、次の活動を組み込み、参加者が全活動に参加できるようにする。

スポーツ活動 (2 種目。うち 1 種目は障がい者のスポーツ活動への理解が深まる内容であることが望ましい)

文化活動 (地域の文化を知る活動、オリンピック教育活動等)

交歓交流活動 (レクリエーション、グループワーク、ディスカッション等)

野外活動

(2) 各活動の具体的内容は、主催者間の協議により決定する。

9. 表彰

各種活動における表彰方法については、別に定める。

10. 大会の式典

(1) 大会の式典は、開会式及び閉会式とし、所要時間はそれぞれ 30 分程度とする。

(2) 式典には、次の項目を入れるものとする。ただし、その他の項目については、主催者間で協議のうえ決定する。

① 開会式

開会宣言(大会委員長)／国旗掲揚及び国歌斉唱／大会旗、開催地都道府県旗掲揚及び日本スポーツ少年団の歌「若いぼくら」斉唱／大会会長挨拶／スポーツ庁長官挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の歓迎の言葉／日本スポーツ少年団団員綱領朗読(開催都道府県または開催ブロック代表)／参加者代表の言葉(開催都道府県代表)

② 閉会式

大会会長挨拶／開催地都道府県(及び市区町村)代表の別れの言葉／参加者代表の言葉(次年度開催県代表)／掲揚旗降納／大会旗引継ぎ(大会委員長・次年度大会関係役員)／日本スポーツ少年団の歌「みどりの朝風」斉唱／閉会宣言(大会委員長)

③ 大会関係の旗の掲揚は、掲揚台に向い、国旗を中心に左側に大会旗、右側に開催都道府県旗とする。

④ 開会式での服装は、主催者側で準備する T シャツ・帽子を着用するものとする(ただし、室内で行う場合での帽子着用は、主催者側の指示による。)

11. 大会役員

(1) 大会役員は、おおむね次の通りとする。(別添「編成基準一覧」参照)

名誉会長	公益財団法人日本スポーツ協会会長
名誉副会長	公益財団法人日本スポーツ協会副会長 公益財団法人日本スポーツ協会専務理事 公益財団法人日本スポーツ協会担当常務理事 開催地都道府県体育協会会長 開催地都道府県教育委員会教育長 開催地市区町村教育委員会教育長
会 長	日本スポーツ少年団本部長
副 会 長	日本スポーツ少年団副本部長
名誉顧問	スポーツ庁長官
顧 問	スポーツ庁次長／ 開催地都道府県知事／開催地都道府県議会議長／開催地市区町村長／ 開催地都道府県体育協会副会長／開催地都道府県体育協会専務理事／ 公益社団法人全国スポーツ推進委員連合会長／ 公益財団法人ミズノスポーツ振興財団会長
参 与	公益財団法人日本スポーツ協会理事(含常務理事) スポーツ庁健康スポーツ課長 各都道府県スポーツ少年団本部長
委 員 長	開催地都道府県スポーツ少年団本部長
副委員長	日本スポーツ少年団常任委員(活動開発部会長) 開催地都道府県スポーツ少年団副本部長 公益財団法人日本スポーツ協会事務局長
委 員	日本スポーツ少年団常任委員 開催地都道府県スポーツ少年団本部員 公益財団法人日本スポーツ協会事務局(局長代理・次長・担当部長・課長) 開催地都道府県体育協会事務局(局長・次長) その他

(2) 大会役員については大会会長が委嘱する。

12. 大会実行委員会

(1) 開催県スポーツ少年団は、大会運営のため実行委員会を設置し、大会を主管する。

(2) 実行委員会は、開催都道府県及び開催地のスポーツ少年団関係者と日本スポーツ少年団の担当役員、その他をもって構成し、規定を設ける。

(3) 実行委員会委員長は、開催地都道府県スポーツ少年団本部長があたる。

(4) 実行委員会の規定には、次の内容を明記する。

①名称 ②目的 ③組織 ④役員 ⑤掌握内容 ⑥その他必要事項

(5) 実行委員会には、概ね下記の部会を設ける。各部会は担当業務の企画と執行にあたる。

① 総務部（若干名） 大会の予算、広報、受付、接待その他部会に属さない事項に関すること。

② 式典部（若干名） 開・閉会式等式典に関すること。

③ 活動部（若干名） 各種行事・企画運営、スポーツ・文化・交歓交流・野外活動等活動全般に関すること。

④ 生活部（若干名） 生活全般の企画運営、調整等に関すること。

⑤ リーダー部 リーダーの確保と養成・研修及びリーダー活動に関すること。

(6) 実行委員会は、各部の他に運営委員会を設ける。運営委員会は、各部の代表者等で構成し、各部の企画の審議と連絡調整、大会運営の推進にあたる。

(7) 実行委員会は、大会運営に係る各部の運営委員の他、運営リーダー（運営係員）を委嘱し各部の運営補助に当たらせるものとする。なお、運営委員は30名程度、運営リーダーは50名程度とし、委嘱については、実行委員会委員長が行う。

(8) 実行委員会は、大会の目的を達成するために、講師及び助手若干名を委嘱することができる。

(9) 実行委員会は、事務局を設ける。実行委員会事務局は各部の連絡調整、業務の推進のほか庶務、会計、及び諸会議の準備にあたる。

13. 参加申込み

(1) 各都道府県スポーツ少年団は、参加者をとりまとめ本部長名をもって申込みものとする。

(2) 参加申込み者は、所定の申込書を2部作成し、定められた期限までに、それぞれ1部を下記宛に送付する。

①公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団②大会実行委員会

(3) 参加申込み期限は、主催者間で協議し決定する。

(4) 参加申込み用紙は、日本スポーツ少年団で作成し、各都道府県スポーツ少年団宛送付する。

14. 参加負担金(参加料)

(1) 大会参加の都道府県スポーツ少年団は、負担金を公益財団法人日本スポーツ協会に納入する。

(2) 負担金の額は、日本スポーツ少年団で定める。

15. 参加者旅費

大会旅費基準により参加者の交通費を補助する。

ただし、開催県所属の参加者には支給しない。また、大会期間中の宿泊・食事代等必要経費については、日本スポーツ少年団が負担する。

16. 傷害保険

大会期間中(前後の移動日を含む)は、公益財団法人日本スポーツ協会が参加者全員を被保険者として下記の傷害保険に加入する。

(1) 支払われる保険金

- ① 死亡保険金 200 万円
- ② 後遺障害保険金 後遺障害の程度に応じて 6 万円～200 万円
- ③ 入院保険金 日額 3,000 円(180 日限度)
- ④ 通院保険金 日額 2,000 円(90 日限度)

(2) 保険金の支払いについては、事故による傷害が対象となり、疾病は対象とならない(事故による傷害の場合、その治療費は被保険者本人が治療完了まで支払い、その後本人が所定の保険金請求手続きを行うことにより保険金が支払われる)。

なお、その他保険金支払いにかかわる詳細については、傷害保険普通保険約款及び国内旅行傷害保険特約条項による。

17. 視察員

- (1) 次期大会開催地都道府県スポーツ少年団は、大会視察のため視察員を派遣することができる。
- (2) 視察員は、原則として次期大会実行委員会構成員とする。
- (3) 視察員派遣に係わる経費(旅費)は、3名を限度として日本スポーツ少年団が負担する。なお、対象期間は大会期間及び移動日とする。

18. 大会経費

大会の準備及び運営のための経費は、公益財団法人日本スポーツ協会委託金及び開催都道府県体育協会負担金でまかなう。

<附 則>

- 1. 本要項は、日本スポーツ少年団常任委員会の議決によって変更することができる。
- 2. 本要項は、平成元年 4 月 1 日から施行する。
- 3. 本要項は、平成 10 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 4. 本要項は、平成 10 年 6 月 9 日から改定施行する。
- 5. 本要項は、平成 15 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 6. 本要項は、平成 17 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 7. 本要項は、平成 23 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 8. 本要項は、平成 25 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 9. 本要項は、平成 28 年 3 月 4 日から改定施行する。
- 10. 本要項は、平成 28 年 11 月 11 日から改定施行する。
- 11. 本要項は、平成 30 年 4 月 1 日から改定施行する。
- 12. 本要項は、令和 2 年 6 月 24 日から改定施行する。
- 13. 本要項は、令和 2 年 10 月 14 日から改定施行する。

全国スポーツ少年大会開催基準要項の改定について

改定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>全国スポーツ少年大会(以下、「全国大会」という)の開催時期は、「全国スポーツ少年大会開催基準要項(以下、「開催基準要項」という)第6項第1号において、「夏休み中の7月下旬から8月上旬」とする旨定められている。</u> ● <u>第59回全国大会(令和3年度)の開催地である東京都では、当該年度に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を予定しており、全国大会を7月下旬から8月上旬の間で開催することが会場手配等の諸準備の関係から極めて困難な状況となっている。</u> ● <u>上記に対応するためは、「開催基準要項第6項第1号」に定める開催時期について改定を行い対応する必要がある。</u> <p>< 現行の全国スポーツ少年大会開催基準要項(第6項のみ抜粋) ></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>6. 大会の開催時期及び期間</p> <p>(1) 大会の開催時期は、夏休み中の7月下旬から8月上旬とする。</p> <p>(2) 大会期間は、原則として4日間とするが、開催地都道府県の諸条件を考慮のうえ、主催者間の協議により決定する。</p> </div>
改定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 開催基準要項の改定 <p>< 改定箇所 ></p> <p>第6項第1号</p>

※第59回全国スポーツ少年大会(令和3年度：東京都)の会期について

令和2年度第3回日本スポーツ少年団常任委員会(書面決議)では、「全国スポーツ少年大会開催基準要項」の改定と併せ、第59回全国スポーツ少年大会(令和3年度：東京都)の会期を、令和3年9月18日(土)～20日(月・祝)の3日間とすることが承認されました。